

前期基本計画

第1章

“復興する」まちづくり”を目指して

第2章

“育てる」まちづくり”を目指して

第3章

“住み続ける」まちづくり”を目指して

第4章

“持続する」まちづくり”を目指して

第5章

“選ばれる」まちづくり”を目指して

第6章

“活躍する」まちづくり”を目指して

基本目標	1	「復興する」まちづくり	施策分野	震災復興
施策部門	1	生活基盤		
部門別プロジェクト	1	恒久的な住まいの確保		

【所管：土木部】

現状と課題

熊本地震では多数の市民が被災し、住宅についても多くの被害を受け自宅を離れて暮らしたり、避難所での生活を強いられた住民が多数発生しました。

本市は、これらの市民の避難生活を解消するために応急仮設住宅建設やみなし仮設住宅、市営住宅提供などの対応を行ってきました。

応急的な住居は確保したものの応急仮設住宅やみなし仮設住宅の入居期間は原則として2年以内、市営住宅の一時入居の期限は1年以内と

なっていることから、被災者に安心して生活してもらうためには恒久的な住まいが必要です。

平成28年9月に半壊以上の判定を受けた世帯に対して行ったアンケートによると、「修理や建て直しなどにより自宅を再建する」と回答した世帯が多数でしたが、「高齢などにより、資力がなく自宅再建は難しい」と回答した世帯もありました。これらの世帯に対して、いかにして恒久的な住まいを確保するかが課題となっています。

プロジェクトの基本方針

本市は、恒久的な住まいの確保のために、住宅再建情報の提供とともに、地域特性や住み慣れたコミュニティの維持、高齢者などに配慮した、「あんしん」と「あたたかさ」、そして「ふれあい」のある住宅環境の整備を推進します。

特に災害公営住宅の建設については、住宅の確保が自力では困難な被災者のために「早期の整備」、「中・長期的な住宅政策との整合」、「被災地

の再生」、「小さな拠点づくりの推進」、「それぞれの地域政策実現への寄与」という観点で建設を進めます。

また、住民の生活再建の基礎となる地域づくり・住宅再建は主要な課題です。被災者が安心できる住まいを一日も早く確保できるよう、復興まちづくりについても復興事業の加速化を図ります。

プロジェクトの基本計画

(1) 災害公営住宅建設の推進

熊本地震によって住宅を失った市民に恒久的な住まいを提供するために、国の補助事業などを有効に活用して、災害公営住宅を建設します。

また、建設戸数や建設地については、アンケートなどでの建設要望世帯の意見を踏まえて、より要望に応えられるように実施します。

(2) 住み慣れたコミュニティを維持した安全な住宅地の復興

被災地の早期復興と市街地防災性の向上を図るため、都市防災総合推進事業などを活用して、被災地における復興まちづくりや都市の防災構造化などに対する支援を行います。

また、災害で著しく損壊した住宅などが集合することにより生活環境の整備が必要な地区については、損壊家屋の除去・道路や公園などの公共施設や地区施設の整備を行い、被災地の早期復興および市街地の防災性の向上のための支援を行います。

復旧・復興に向けたロードマップ

目 標	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)
災害公営住宅 の建設	建設戸数・用地などの把握	設計	建設工事		
復興まちづく りと防災構造 化の支援		基本計画	実施		
みなし仮設、仮 設住宅の入居 者への支援		一時的な住まいからの移行支援の検討 (意向調査などの実施)	自立支援		
		自立再建住宅の情報提供			

基本目標	1	「復興する」まちづくり	施策分野	震災復興
施策部門	1	生活基盤		
部門別プロジェクト	2	被災住宅の再建支援		

【所管：土木部】

現状と課題

熊本地震では人的被害が発生するとともに多くの建物被害が発生し、自宅での生活ができなくなった被災者は、避難所や車両などでの屋外生活や知人宅に身を寄せるなどの生活を余儀なくされました。

その後、余震も減り自宅再建に着手する世帯が増え、り災証明で全壊・大規模半壊・半壊の判定を受けた世帯については、国の「応急修理制度」が適用されました。

この制度は「災害発生の日から1カ月で修理をすること」になっていましたが、需要過多により施工業者が見つからないことで期限が延長さ

れ、未だ完了に至っていない世帯が多い状況です。一方、この制度が適用されない一部損壊世帯からも支援を求める声が多く寄せられ、本市ではこの声に応えるために市独自で「宇城市被災住宅等再建支援事業」を創設しました。この事業は、一部損壊世帯に対する支援と市内事業者の活性化を図る目的で、住宅などの修理金額に応じて復興券を交付するもので、平成28年10月から実施しています。

両事業とも被災者の生活基盤である住宅再建を行うための支援であり、住宅修理をいかに早期に完了するかが課題となっています。

プロジェクトの基本方針

被災住宅の再建支援に関しては、国・県への支援事業の拡充および新規事業の働き掛けを行うとともに、被害を受けた全世帯に対して情報提供や有効活用についての啓発や推進を行います。

また、国の支援が受けられない一部損壊世帯に

ついては、引き続き市独自事業の「宇城市被災住宅等再建支援事業」により支援します。

今後、住宅整備については、住宅の耐震診断や耐震補強についての制度拡充や啓発について積極的に取り組みます。

プロジェクトの基本計画

(1) 応急修理制度の推進

り災証明で「半壊以上」の判定を受けて本制度を申請された世帯の修理が早期に完了できるように、必要に応じて国や県などへの制度拡充要望や、申請者への施工業者のあっせんを引き続き行います。

(2) 被災住宅等再建支援事業の推進

り災証明で「半壊未満」の世帯について支援が受けられる本事業について、引き続き継続して実施し、被災世帯の生活再建を支援します。

(3) 戸建木造住宅の耐震診断・補強設計・改修の推進

旧耐震基準である「昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工し、在来軸組工法によって建築された地上階数が 2 以下の建物」に対して、耐震診断費用を助成します。

また、耐震診断により「安全な構造でない」と判断された建物については、併せて耐震補強設計および改修工事の支援を行います。

復旧・復興に向けたロードマップ

目 標	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)
応急修理制度 の推進	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">制度の拡充要望</div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">応急修理制度の着実な実施</div>			
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">施工業者の斡旋</div>				
被災した住宅 の再建支援	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">事業要望 制度検討</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">再建支援事業の実施</div>			
住宅耐震化の 促進	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">拡充要望 制度検討</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">事業実施</div>			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">拡充型事業実施</div>				

基本目標	1	「復興する」まちづくり	施策分野	震災復興
施策部門	1	生活基盤		
部門別プロジェクト	3	ライフライン（上下水道）の復旧と災害に強い施設の強化		

【所管：土木部】

現状と課題

熊本地震によって、上下水道の施設および管路が損傷したことで水道水の断水が発生し、復旧までに相当な時間を費やしました。

水道事業においては、上天草宇城水道企業団の構成市の中で地震被害が比較的少なかった上天草市から応援水を受けながら、早急な断水対応をして仮復旧を行いました。

下水道事業においては、震災直後には管渠の異常は見られなかったものの、その後のテレビカメラ調査で管渠内の損傷が確認されたため、国庫補

助事業による復旧工事を行っています。また、マンホールと道路の段差などの復旧は随時行っています。

上下水道管は地中に埋設されているため、歪み、たるみなども想定されます。現時点では応急修理で落ち着いているものの、今後は漏水調査などを行いながら、傷んだ管路を早急に復旧する必要があります。また、施設についても敷地内に亀裂が入るなど、いまだに本復旧はできていない状況にあります。

プロジェクトの基本方針

上下水道管については、そのほとんどが地中埋設管のために、目視で確認することはできません。今後も、水道管の漏水調査などを行い、また下水道管についてはテレビカメラによる調査によって復旧作業を進めます。

一方、これまで井戸水を使用していた世帯においては、地震により井戸水が濁ったり濁水した例もあり、今後、上水道に加入する世帯も増えてくるものと思われます。将来的には人口減少が見込まれ、これに伴い給水人口も減少していきますが、

当面の水道水の確保を図るため、現在休止している井戸などの取水施設などを再活用することで、少ない投資で今後の水の需要に対応していきます。

下水道施設については、現在は通常どおり排水されているものの、管渠のたるみなども確認されていることから、今後実施する修繕や拡張工事などにおいては、耐震管を採用するなど防災対策を図ります。

プロジェクトの基本計画

(1) 上水道施設災害復旧事業

災害に強い水道施設整備や管路更新を行うとともに、定期的に漏水調査を行うなど管路の適正な維持管理を図ります。

現在、上天草宇城水道企業団の構成自治体において、災害時の水供給が不足した場合の応援水について協議し、各世帯に早急に水供給ができるような災害協定を締結しています。水不足が懸念される夏場の水対策については、休止している施設を稼働するなど応急時の濁水対策に取り組みます。また、寒波による水道管凍結による漏水防止や、災害時の水道管破損による漏水対策のための広報活動を行います。

今後、新たに設置される水道管については、耐震管を積極的に採用し防災対策を行います。

(2) 下水道施設災害復旧事業

熊本地震により被災した下水道施設や管渠について、早急に復旧を行うとともに、必要に応じて管渠内にテレビカメラを入れたるみなどの調査を行いながら、適正な維持管理を行います。

下水道は重要なライフラインとして被災した場合でも、最低限の機能が維持できるように最短の期間（目標 30 日以内）で応急復旧を行い、その機能を保持しながら、本復旧に向けて早急な対応ができるように下水道業務継続計画（BCP）の立案を行い、被災時の行動指針となる計画書の策定に取り組みます。

今後、新たに設置される管渠については、耐震管を積極的に採用し防災対策を行います。

復旧・復興に向けたロードマップ

目 標	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)
上水道施設の 復旧	応急対応 ・ 復旧完了	漏水調査	漏水調査 設計	漏水調査 設計 工事	設計 工事
下水道施設の 復旧	応急対応 調査・設計	BCP立案 工事	管内調査	工事・修繕	

基本目標	1	「復興する」まちづくり	施策分野	震災復興
施策部門	1	生活基盤		
部門別プロジェクト	4	公共土木施設および被災宅地などの早期復旧		

【所管：土木部】

現状と課題

熊本地震により道路・河川などの公共土木施設が被災し、路面の亀裂や陥没、河川護岸の崩壊などで、市民の生活に多大な被害をもたらしました。この地震の影響で地盤に緩みが生じ、梅雨前線による豪雨では、通常では考えられないような大規模な被害が発生し、中心市街地の低・平地では、床上・床下浸水が発生しており、被災地の実情を踏まえた早期復旧が求められています。

道路の亀裂や陥没は、被害が顕著であった下水道埋設部分を中心に空洞調査を行い、ライフラインの確保を最優先に復旧に取り組んできました

が、未だに通行不能箇所もあり、市民生活に支障をきたしています。

河川においては、宅地と河川護岸が兼用されており、重機などが入れない状況です。災害査定を終えた被災箇所から、順次災害復旧事業に取り組んでいますが、施工する建設業者も不足しており、今後、復旧工事の遅れも懸念されています。また、がけ崩れや宅地の擁壁などにも大きな被害が発生し、このまま放置すると道路や水路などのライフラインに被害を及ぼす恐れもあります。

プロジェクトの基本方針

地震と豪雨による被害は、甚大かつ広範囲にわたるため、単年度での復旧は困難な状況にあり、潜在的な路面の空洞化や緩みはいつ顕在化するかわからないため、発見次第対応していきます。

宅地兼用護岸の河川被害においては家屋解体後に護岸復旧を行う必要があり、関係者と連携を図りながら取り組みます。また、がけ崩れや宅地

擁壁の復旧については国や県の事業を活用しながら早期の復旧を目指し、二次災害の防止や災害時のライフライン確保に取り組みます。

今後、復旧から復興へ市民のニーズに沿った対応が必要不可欠であり、被災状況に応じた計画的な復旧・復興で、生活への影響を最小限に抑えていきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 地震災道路の復旧・復興

市道は、地震の影響により、今後、路面陥没などが発生する恐れがあり、迅速に対応する体制づくりが必要になります。市道は生活に欠かせない道路であり、常に点検しなければ事故を防ぐことができません。このため、道路パトロールの強化により、路面陥没箇所を早期に発見し、随時、補修を行うとともに、損傷の激しい道路の計画的な維持管理に取り組みます。

(2) 地震災河川復旧

本市の河川は小規模河川が多く、特に市街地の準用河川は、宅地と護岸が兼用となっており、復旧が困難な状況にあります。震災による護岸崩壊や家屋倒壊もあるため、家屋の解体撤去に合わせ、護岸の復旧、整備を行います。今後は、計画的な河川改修を進めるとともに、河川の官民境界に基づく管理区分を明確にしながら、復興を進めます。

(3) 災害がけ崩れ対策事業・宅地耐震化推進事業の実施

急傾斜地においては、二次災害を防止するため地域防災がけ崩れ対策事業を実施します。また、宅地擁壁の崩壊により国県道や避難路などの公共施設に被害を及ぼす恐れがある箇所に対しては、災害時のライフライン確保のため宅地耐震化事業を実施します。さらに、国庫補助の対象とならない被災住宅についても、早期復旧を支援します。

復旧・復興に向けたロードマップ

目 標	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)
道路・河川の復旧	応急対応	パトロールの強化 設計	順次補修・復旧工事		
がけ崩れの防止対策	調査	設計	がけ崩れ対策事業の実施	復旧完了	
住宅耐震化の促進	住宅耐震化制度による支援	住宅耐震化事業の実施	継続的に耐震改修の必要性を周知		

基本目標	1	「復興する」まちづくり	施策分野	震災復興
施策部門	2	社会基盤		
部門別プロジェクト	1	地域支え合いセンターによる生活再建支援		

【所管：健康福祉部】

現状と課題

熊本地震の発生以降、被災者の生活を最優先に、市内6カ所、176世帯の仮設住宅を平成28年11月までに設置して入居のサポートを行い、現在、約450人が生活しています。また、罹災証明の判定により仮設住宅に入居できない人や、入居条件はクリアしているが仮設住宅の不足で一般のアパートなどを活用した「みなし仮設住宅」での生活を余儀なくされた人も含め、被災者の多くは震災前とは程遠い生活を余儀なくされている状況です。

そこで本市は、被災者の孤独死やひきこもりなどを防止し、安心した生活が送られるように支援

することを目的として、平成28年10月、宇城市社会福祉協議会内に「宇城市地域支え合いセンター」を設置しました。

当センターでは、市内の仮設住宅や市内外のみなし仮設住宅で生活している被災者を対象に困りごと相談やコミュニティづくりを支える交流活動などを実施していますが、供与期間2年間の終了前まで早期の生活再建に向けて引き続き取り組んでいく必要があります。加えて、供与期間を過ぎても生活再建が難しい人に対する対応も検討する必要があります。

プロジェクトの基本方針

地域支え合いセンターでは、自由に集まれる場所や住民同士の見守り、相談活動、サロン、お茶会などを行い、孤立や生活不活発病防止活動と仕事づくり、さらには、コミュニティづくりを行う役割を担い、被災者一人ひとりに寄り添いサポートをしていきます。

また、住民による運営をベースとした支え合い活動を主な目的としているため、専門職による相談・支援については、地域の既存の専門機関（地

域包括支援センター・健康づくり推進課など）と連携することにより、問題解決を図ります。

そして、住民の身近な拠点として位置付くため、専門職や専門機関による医療や介護に関する巡回相談や巡回診療などの受け皿としての機能を果たし、各行政区をはじめ民生委員児童委員、保健師との協働による早期の住宅および生活の再建を図ることで、限られた仮設住宅での生活からの自立を目指します。

プロジェクトの基本計画

(1) 見守り・生活支援相談対応

応急仮設住宅やみなし住宅、在宅での被災者の見守り、生活支援相談などを行い、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を実施し、被災者の抱える健康問題や法律問題、金融問題などの専門的な悩みに対する聞き取りなどを行い、そのニーズに沿った専門機関へつなげていきます。

また、供与期間内での自立を目標としていますが、期間を過ぎても生活再建が難しい人に対しては、継続して支援に取り組んでいきます。

(2) コミュニティづくりの支援

主に、仮設住宅が中心となりますが、集会所や談話室を活用した入居者の交流や情報交換を行う事業を計画実施し、入居者同士や地域住民との交流の機会を提供することで、孤独死やひきこもりなどを防止し、被災者の早期の生活再建につなげます。

(3) 関係機関との連携

健康問題などを抱える被災者については、関係機関と連携して必要な福祉サービスの提供を行います。また、支え合いセンターや関係機関との連携や協力、情報交換などを図るために、月 1 回頻度でミーティングを開催していきます。

復旧・復興に向けたロードマップ

目 標	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)
仮設住宅などの入居者支援などの見守り・相談支援		ニーズに沿った支援 (意向調査の実施・自立再建住宅の情報提供など)		自立再建への支援	
仮設住宅などの交流に対する支援		交流事業の計画・実施			
		福祉サービスの提供・ 交流事業の計画・実施		福祉サービスの提供・ 交流事業の計画・実施	

基本目標	1	「復興する」まちづくり	施策分野	震災復興
施策部門	2	社会基盤		
部門別プロジェクト	2	学校教育環境の災害復旧		

【所管：教育部】

現状と課題

本市の小中学校施設は、熊本地震により校舎をはじめ体育館やプール、さらにインフラ設備から教材備品まで多大な被害を受けました。特に、不知火小学校と松橋中学校の校舎および松橋中学校体育館の被害は甚大で、国の災害査定を受けた小中学校施設の復旧工事は全部で16校におよびました。

特に、不知火小学校校舎は校舎のうち1棟が一部倒壊の危険性から使用できなくなり、松橋中学校校舎は柱にひび割れが生じて多くの教室が使用できなくなりました。また、松橋中学校体育館

は天井の非構造部材の一部が落下し、豊福小学校体育館は、筋交の破断によって使用できなくなり、授業や部活動に大きな支障が出ました。

このように、学校施設は甚大な被害を受けましたが、本市では平成27年度までに全ての学校教育施設の耐震整備を終えていたことで、校舎や体育館は全壊に至らず耐えしのぐことができたと判断しています。

一日も早く震災前の教育環境を取り戻すため、今後の早急な工事着工および工事完了に向けた取り組みが求められています。

プロジェクトの基本方針

学校教育環境の復旧に向けて、学校で学ぶ全ての子どもたちが、安全で安心して学べる教育環境を確保するため、「学校施設の復旧・再建」「教育

環境の確保」「心のケア」の3つを柱として取り組みを推進します。

プロジェクトの基本計画

(1) 学校施設の復旧・再建

安全で安心な学校教育を確保するため、被害を受けた学校施設の復旧を急ぐとともに、特に甚大な被害を受けた学校施設については仮校舎を整備します。特に、不知火小学校の校舎建て替えおよび松橋中学校の体育館建て替えについては、それぞれに学校・保護者の代表や教育関係者、地元の代表で構成する検討委員会を設置して協議を重ね、地域に根差した再建に取り組みます。

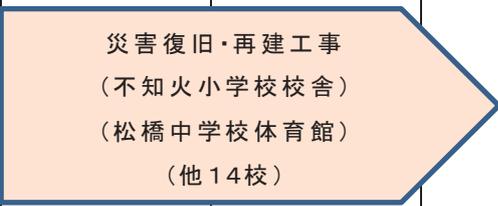
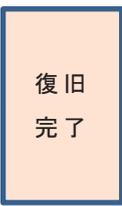
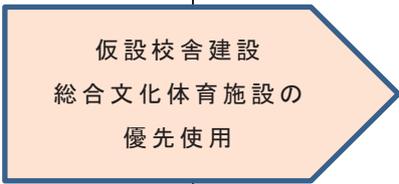
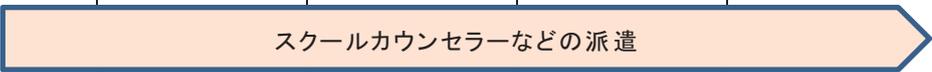
(2) 教育環境の確保

校舎や体育館が使用できないため支障をきたす授業や部活動および学校行事について、他の施設を確保して実施できるよう、また、その施設まで安全に移動できるよう交通手段を支援して、教育環境の確保に取り組みます。

(3) 心のケア

スクールカウンセラーなど専門職員の派遣などにより、児童生徒の心のケアにきめ細かく対応するとともに、被災学校に支援教職員の人的体制を強化して生徒指導・教育相談の取り組みを充実します。

復旧・復興に向けたロードマップ

目 標	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)	
学校施設の復旧・再建	 応急的 対応	 災害復旧・再建工事 (不知火小学校校舎) (松橋中学校体育館) (他 14 校)			 復旧 完了	
被災学校の教育環境の確保	 仮設校舎建設 総合文化体育施設の 優先使用					
児童生徒の心のケア	 心のケアが必要な児童生徒の実態把握(随時)					
	 スクールカウンセラーなどの派遣					

基本目標	1	「復興する」まちづくり	施策分野	震災復興
施策部門	2	社会基盤		
部門別プロジェクト	3	指定文化財の災害復旧		

【所管：教育部】

現状と課題

本市には、現在、116件の指定文化財をはじめ数多くの文化財がありますが、熊本地震により、軽微なものから復旧困難なものまで含めると40件の指定文化財が被災しました。

そのうち修復が必要な文化財は、国指定文化財の「浄水寺碑」をはじめ27件で、平成28年度に国の補助金などで財源が確保できた15件につ

いては修復が完了し、残りの12件については平成29年度以降を予定しています。

中でも、県指定文化財「桂原古墳」については、復旧事業費が数千万円と多額で財源の確保が必要です。また、市指定文化財「下鶴橋」のように橋が全壊し、復旧が困難になった文化財に対して、どのように対応していくか今後の課題です。

プロジェクトの基本方針

貴重な文化財を後世へ伝えていくため、可能な限り被災を受けた文化財の復旧および復旧支援を進めていきます。

また、復旧が困難になった指定文化財については、文化財としての価値は失われますが、歴史的価値として後世へ伝えていきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 指定文化財の災害復旧

熊本地震により被災した指定文化財については、必要に応じ有識者を含めた検討委員会を立ち上げ、価値を損なわない適切な災害復旧を行います。

また、個人所有文化財については、補助金や修復技術などの支援を行い、復旧困難な「下鶴橋」については、地域の意向を組み入れ流失した石材を可能な限り回収し、保存活用していきます。



震災前



震災後



豪雨災害により石材流失



復旧・復興に向けたロードマップ

目 標	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)
指定文化財の 復旧	修復工事				
		修復方針未決定文化財の復旧検討委員会設置			
			復旧方針決定、設計、工事着手		
				順次復旧完了	

基本目標	1	「復興する」まちづくり	施策分野	震災復興
施策部門	2	社会基盤		
部門別プロジェクト	4	自治公民館の災害復旧		

【所管：教育部】

現状と課題

本市の自治公民館は熊本地震により多くの被害を受けました。被害を受けた自治公民館は40カ所に上り、使用に支障をきたしている現状です。

また、基礎の破損や壁の亀裂、瓦の破損などで修繕や改築をすれば使用可能になる場合も多い

ですが、県内の被害が甚大であったため、全面改築や修繕などを受注する事業者の手配ができず、遅々として進まず、本来の地域活動を行う施設が手配できないといった課題に直面しており、一日も早い復旧が求められています。

プロジェクトの基本方針

自治公民館の災害復旧については、地域住民が安全安心して利用できる施設とするため、施設の早期復旧に取り組むとともに、地域住民の防災やコミュニティの核としての拠点、そして本来の施

設機能の利用が可能となるように、被災状況に応じて全面改築や修繕などの整備を支援していきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 自治公民館施設の災害復旧

被災した 40 件の自治公民館施設のうち 36 件が工事完了しましたが、残りの 4 件は平成 29 年度へ繰り越して事業を進めていきます。また、事業推進に当たっては、自治公民館再建支援事業により復興基金を活用して整備します。

(2) 自治公民館の機能の確保

本来の自治公民館としての機能を取り戻し、一日も早く自治公民館で自主的な活動ができるように取り組みます。また、地域住民の防災やコミュニティ活動の拠点となるよう、学校と地域をつないで協働する仕組みづくりに取り組みます。



小川町 [亀之町公民館]



小川町 [三ツ丸公民館]

復旧・復興に向けたロードマップ

目 標	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)
自治公民館施設の復旧					

基本目標	1	「復興する」まちづくり	施策分野	震災復興
施策部門	2	社会基盤		
部門別プロジェクト	5	スポーツ施設の災害復旧		

【所管：教育部】

現状と課題

熊本地震により市内のスポーツ施設の多くが被災し施設数は14施設に上ります。特に小川観音山ふれあいの里の研修施設は被害が甚大で、外壁や天井は崩落して使用ができない状態となり、隣接するテニスコートの擁壁にも亀裂が入り、土地は陥没して使用ができない状況です。

また、市内の体育館や武道館については、被災程度に大小はありますが被害を受けており、応急処置的な緊急工事を実施して、震災の避難所として使用できるように対応しています。そのような

中でも、体育館などには大規模な崩壊もなく人身的被害も出ませんでした。

しかし、表面からは見えない部分も含めて施設全体にダメージがあると推測されますので、今後は、国の補助による災害復旧事業ならびに耐震化改修工事を順次行い、スポーツ施設の利用者ならびに災害時の避難所として安全に利用できる施設へと改修や復旧に取り組んでいく必要があります。

プロジェクトの基本方針

スポーツ施設の災害復旧については、利用者が安全で安心して利用できる施設に向けた災害復旧工事を行い、だれもが生涯スポーツを健やかに楽しめる環境づくりを行います。

また、もしもの災害を想定して、さらなる施設の安全性を高めるため、体育館などの耐震化改修として非構造部材（天井材）耐震補強工事の継続と耐震構造化の改修工事を実施します。

プロジェクトの基本計画

(1) スポーツ施設の災害復旧

国の災害復旧事業の認可に向けて、早急な事務手続きを行います。特に甚大な被害を受けた観音山グラウンド「ふれあいの里」研修施設とテニスコートについては、土地擁壁の亀裂や陥没、建物の外壁・天井などの崩落があり使用できないため、一日も早い工事完了を目指します。

また、その他の施設につきましても、同様に国の災害復旧事業により、震災前の日常を早期に取り戻すため、復旧工事を行います。

(2) スポーツ環境の確保

市民が生涯スポーツを気軽にレクリエーションとして楽しむことができる日常のスポーツ環境を取り戻します。

また、震災後のスポーツ環境はスポーツ施設が被害を受け、また、避難所として使用したために自由にスポーツを楽しむ事が出来ない状況が続きました。そのような中、災害復旧を着実に進め、利用者が自由に施設使用できる機会を早期に設定し、誰でも気兼ねせずにスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。



復旧・復興に向けたロードマップ

目 標	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)
スポーツ施設の復旧と機能強化	応急工事	復旧工事	復旧完了		
	避難所としての非構造部材耐震補強				

基本目標	1	「復興する」まちづくり	施策分野	震災復興
施策部門	3	産業基盤		
部門別プロジェクト	1	農業経営体の再建支援		

【所管：経済部】

現状と課題

熊本地震において、本市では農業用倉庫の倒壊や農業用ハウスの損壊、農業用機械の損壊など、被災した農業者が農業経営を維持できない状態にあります。また、今回の被災により離農を考えている農家などもあり、早急な支援が必要であり、農業経営を維持していくためには早急な復旧が必要不可欠です。

また現在は、農産物の生産および農産物の加工に必要な施設ならびに付帯施設の修繕・再建・撤去、農業機械および生産した農産物の加工に必要な機械の取得・修繕に要する経費を支援する「被災農業者向け経営体育成支援事業」に取り組んでいますが、今後も継続した支援が求められています。

プロジェクトの基本方針

熊本地震により被害を受けた農産物の生産および農産物の加工に必要な施設ならびにその付帯施設の修繕・再建・撤去、農業機械および生産した農産物の加工に必要な機械の取得・修繕に要する経費を支援する「被災農業者向け経営体育成

支援事業」を引き続き実施していきます。

また、被害を受けた農業者に対し、農業経営継続に必要な資金の金利負担を軽減する「平成28年熊本地震被害対策資金」制度を活用した支援に取り組んでいきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 熊本地震被害に対する農業用施設・機械などの再建・修繕支援

農業用施設・機械の復旧後、営農を再開する農業者への支援であり、農産物の生産・加工に必要な施設（畜舎、農業用ハウス、加工施設など）の再建・修繕や、農業用・加工用機械の取得・修繕に係る費用について助成します。

また、農産物の生産に必要な施設については、撤去費用についても助成し、農業経営の再建および経営を維持していくための復旧などに必要な経費を援助します。

(2) 熊本地震被害対策資金の支援

熊本地震による被害を受けた農業者の経営継続に必要な資金の金利負担を軽減する制度資金であり、運転資金の「地震被害対策緊急資金」、「地震被害対策セーフティネット資金」と、施設等整備資金の「地震被害対策農業（漁業）近代化資金」、「地震被害対策基盤強化資金」、「地震被害対策農林漁業施設資金」など資金を活用し積極的に支援していきます。

復旧・復興に向けたロードマップ

目 標	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)
農地および農業用施設の復旧・復興	被害状況調査	災害復旧事業の実施	復旧完了		
		応急工事・復旧工事支援			
農業経営基盤の強化	事業要望調査	被災農業者向け経営体育成支援事業の実施			
				各種制度資金の支援	

基本目標	1	「復興する」まちづくり	施策分野	震災復興
施策部門	3	産業基盤		
部門別プロジェクト	2	中小企業などの再建支援		

【所管：経済部】

現状と課題

本市では、熊本地震による商工業などの産業基盤に大きな被害を受け、事業活動や雇用に多大な影響が生じています。雇用を維持し産業が活力を取り戻すためには、産業基盤の早期復旧や事業所再開支援などの取り組みが必要です。

現在、店舗や工場など被害を受け生産・販売高の減少により経営を維持していくことが困難な

事業所などへ、災害前の状態へ復旧するために必要な経費をグループ補助金や融資制度などを基に支援しています。

今後は、災害前の状態に向けた復旧・復興への取り組みを迅速に行い、廃業を回避し経営改善に向けて、補助金や融資制度を活用した支援策で経営の安定化を図る必要があります。

プロジェクトの基本方針

熊本震災で被害を受けた地域の中小企業や商店街などに対して、事業活動再開に向けた経営相談や金融支援を行います。また、施設や設備の復旧支援に加え、復興に向けた販路拡大や技術開発などの支援に取り組むとともに、経済活動を支える雇用の確保や維持、産業人材の育成にも取り組みます。

また、被災した店舗や工場などについては、再建に必要な解体・修繕を支援します。その他、被害を受けた中小企業などに対しては、経営継続に必要な資金の金利負担を軽減する融資制度「特定中小企業者信用保証協会制度（セーフティネット保証4号・災害関係保証など）」を積極的に活用し支援します。

プロジェクトの基本計画

(1) 中小企業や商店街の事業活動再開支援

製造業の施設や設備、商店街の施設復旧を支援するとともに、商店街の機能回復やにぎわい創出のため、それぞれの商店街の特性を生かした復興への取り組みを支援します。また、商工会などさまざまな関係機関と連携し、中小企業の経営基盤の強化を図るとともに、創業支援などを行うことにより地域経済の活性化を促進します。

(2) 販路開拓や技術開発などの支援

国内外の見本市への出展促進や商談会などの開催による新たな販路・新規顧客の開拓など、販売力強化を支援し、中小企業の売上向上を図ります。また、高度な技術を持つ大学などの研究者の協力を得るなど、産学連携を強化し、企業の技術力向上を図るとともに、本市の特色である食関連産業や医療・福祉関連産業、環境関連産業といった復興のけん引役となる分野の産業振興を推進します。

(3) 雇用の確保・維持・人材育成

魅力的な労働環境整備を実施している企業の PR や障がいのある人の雇用に積極的に取り組む企業の支援を行うほか、熊本地震に伴う離職者を含む求職者とのマッチングや UJJ ターン※の促進など、人材確保に取り組みます。

復旧・復興に向けたロードマップ

目 標	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)
被災した中小企業などの早期復旧・経営再建	グループ補助金の活用		グループ補助金の活用		
商店街の復旧と地域内消費の回復	復興プラン作成		復興計画実施		
販路開拓と人材育成の支援	継続的に支援・促進				